

研究活動における不正行為に関する調査結果（概要）

I 経緯

2019年10月、当研究所内から役員に対し、当研究所研究員が『証券経済研究』に執筆した論文について研究不正の疑いがある旨の情報提供があった。このため、役員が確認したところ、先に外部の研究者が書いた論文（以下「引用元論文」という。）と同一又は類似の箇所が含まれていることが確認されたことから、予備調査を経て、2019年12月、調査委員会を設置し調査を実施することとした。

II 本調査について

1 調査委員会の構成

委員長 比護正史（ブレイクモア法律事務所弁護士）

委員 野村容康（獨協大学経済学部教授）

委員 大前忠（当研究所特別嘱託（前常務理事））

2 調査の方法等

（1）調査対象

① 対象研究者：当該研究員

② 対象論文：4本（『証券レビュー』掲載の2本の学術エッセイを含む。）

（2）調査方法

対象論文と引用元論文との比較検証及び対象研究者に対する文書質問。

III 調査の結果

1 本調査報告書の概要

（1）結論

対象論文において、研究活動上の特定不正行為である「盗用」を認定した。

（2）認定理由

引用元論文と同一又は類似の内容が対象論文に多数含まれていることが確認できた。引用部分及び出典も明示されていない。対象研究者もこれらを認めた。

2 調査結果を踏まえた当研究所としての結論と判断理由

調査委員会の認定は、対象論文と引用元論文を比較検証した上、対象研究者の回答文書における当事者の認識を踏まえたもので、当該結論を否定する余地はない。

IV 当研究所が行った措置の内容

対象研究者は当研究所を退職したことから処分は行わなかった。また、対象研究員の申し出により、当該論文を取り下げた。

V 発生要因及び再発防止策

1 発生要因

対象研究者が、提出期限内に論文執筆作業を完結できなかったことによる。また、対象論文が掲載された『証券経済研究』の研究会特集号に関する査読体制が十分でなかった。研究不正防止のための研究所内での啓蒙も十分でなかった。

2 再発防止策

(1) 『証券経済研究』における査読体制の強化

『証券経済研究』において編集委員長を設置し、管理責任体制の明確化を図る。研究会特集号における主査による査読を明確にするなど、査読体制の強化を図る。

(2) 研究倫理教育の実施

「日本証券経済研究所における研究者の行動規範」を実施するとともに、e-learning の導入など研究倫理研修を行う。

(3) 研究員相互間の意思疎通の改善

新たに設置した「所内研究会」の場を有効に活用し、研究員が互いの研究に関心を持ち、忌憚のない意見を言い合える風土を醸成する。

(4) 役員と研究員間の意思疎通の改善

一年間の研究成果への評価を踏まえて個別の懇談の機会を設けるなど、役員と研究員間の意思疎通・情報交換の機会を拡充する。

以 上